

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月18日

【会社名】 株式会社バリューデザイン

【英訳名】 VALUEDESIGN INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 尾上 徹

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀三丁目3番5号

【電話番号】 03-5542-0088

【事務連絡者氏名】 常務取締役 林 秀治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀三丁目3番5号

【電話番号】 03-5542-0088

【事務連絡者氏名】 常務取締役 林 秀治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 9,582,500円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
1,185,930,200円
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 3,833個(新株予約権1個につき100株) |
| 発行価額の総額 | 9,582,500円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき2,500円(新株予約権の目的である株式1株当たり25円) |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 2020年9月3日 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | 株式会社バリューデザイン 管理本部 東京都中央区八丁堀三丁目3番5号 |
| 払込期日 | 2020年9月3日 |
| 割当日 | 2020年9月3日 |
| 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 新橋支店 東京都港区西新橋1丁目3-1 |

(注) 1. 第11回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、2020年8月18日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は383,300株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、2020年8月18日開催の取締役会の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値)の95%に相当する価額である。当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。当該効力発生日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の、行使価額の修正に該当する都度、修正される。ただし、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできない。 4 行使価額の下限：当初2,035円(2020年8月18日開催の取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所の終値に対して63%を乗じた価格とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。) 5 当社は、次の場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使指示を行うことができる。東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%(3,989円)を超過した場合(以下、かかる場合を「条件」という。)、条件が成就した日の出来高の15%、に最も近似する株式数となる個数を上限として、10取引日以内に行使すべき本新株予約権を行使指示することができる。又は東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%(4,603円)を超過した場合(以下、かかる場合を「条件」という。)、条件が成就した日の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として、10取引日以内に行使すべき本新株予約権を行使指示することができる。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：789,598,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権の目的となる株式の総数は383,300株(2020年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は24.98%)、割当株式数は100株で確定している。 8 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。 |
| <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> | <p>株式会社バリューデザイン 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式383,300株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。ただし、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。 |
| <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初3,069円とする。ただし、本欄第4項に定めるところに従い調整されるものとする。 3. 行使価額の修正 当社は、本新株予約権の割当日の翌日(すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日)から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正基準日時価」という。)に修正することができる。ただし、修正基準日時価が2,035円(以下、「下限行使価額」という。ただし、本欄第4項の規定による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。 当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌取引日に生じるものとする。 |

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に} \\ \text{より当該期間内に} \\ \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

| | |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 1,185,930,200円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 2020年9月3日から2022年9月2日(ただし、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社バリューデザイン 管理本部 東京都中央区八丁堀三丁目3番5号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店 東京都港区西新橋1丁目3-1 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 3. 各本新株予約権の一部行使はできない。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p> |

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は「サービス提供企業と、ユーザーの懸け橋に」をスローガンに掲げ、プリペイド+マーケティング+キャッシュレスによるお客様の売上アップとオペレーションの効率化をお客様と共に実現するため、企業活動を行って参りました。近年は店頭での電子決済に留まらず、会員のカードの利用状況から購買行動を可視化し、データに基づいたプロモーションの企画から、スマホアプリなどのチャネルを使った消費者へのリーチまでワンストップでサポートするといった販促・マーケティング活動支援サービスの提供も進めております。

「デジタルトランスフォーメーション(DX)」やアフターコロナを見越した急速な産業構造と消費者行動の変化は、今後より一層のキャッシュレス化の進展をもたらすことが予測されております。また、当社は創業以来一貫して、「アジアNo.1プロセッシングカンパニー」となることを目標に掲げており、海外で通用する企業としての信用を得るためにも、プリペイド取扱高や売上高においてアジアNo.1にふさわしい企業へと成長を遂げる必要があると認識しております。更に、当社は2018年6月期より組織基盤の整備に注力してはりましたが、それらも一旦の目途がついております。

以上を踏まえ、「アジアNo.1プロセッシングカンパニー」として成長するために、2019年9月26日付公表の事業方針説明会資料にて掲げております「連結売上高100億円の達成」と、それに伴う「東京証券取引所市場第一部上場」の中期目標を2025年までに達成すべく、積極的な投資を検討していきたいと考えております。

イ) 当社主要事業の概況

- ・ハウスプリペイド事業：ハウス電子マネー発行管理サービス、ハウスプリペイドを利用した販促支援サービス、ゲートウェイサービス
- ・ブランドプリペイド事業：VISAブランド等の決済ネットワークを活用した汎用プリペイドカード残高管理
- ・海外事業：ハウスプリペイドサービス、デジタルマーケティングサービス、ギフトカード、ポイント交換サービス

当社の連結売上高の94%を占める中核事業であるハウスプリペイド事業においては、キャッシュレス還元事業の効果による電子マネー決済の利用増を追い風として順調に成長をしており、2020年6月末時点で、当社ハウスプリペイドサービス導入店舗数は80,160店舗、単月の取扱高は62,142百万円に達しました。その結果、2020年6月期における連結業績は売上高2,477百万円(前年比19.9%増)、営業利益は137百万円(前年比202百万円増)、経常利益は122百万円(前年比203百万円増)、親会社株主に帰属する当期純利益は76百万円(前年比226百万円増)と前年を上回る増収増益で進捗しております。

ロ) 重要な経営課題と今後の成長戦略

当社はハウスプリペイド事業において安定した収益基盤を確立しつつありますが、競合サービスの登場による価格競争の激化に伴う収益性の伸び悩みへの対応が重要な経営課題となっております。また、昨今の急激なDXの進展にも関わらず、各企業店舗及び消費者行動におけるプリペイド利用額・頻度はクレジットカード等の他電子マネー決済に比べ微小であり、更なるプリペイド需要の創出による取扱高の増加が必要不可欠となっております。当社においてはDXの進展を好機と捉え、既存のサービス提供企業へのプリペイドサービスを用いた更なる安心と新たな価値(バリュー)の提供を推し進めるとともに、新規顧客獲得を大幅に強化することで、プリペイドサービス分野における競争優位性の向上と市場シェアの拡大を目指してまいります。

他方、当社が次世代中核事業として期待するブランドプリペイド事業においては、その成長は依然として鈍く、ブランドプリペイドサービスをコアとした新サービスの確立によるニーズの掘り起こしが急務であると認識しております。

更に、当社は2012年の韓国への初進出を皮切りに、現在ではアジア6カ国、計7,053店舗へのサービス導入を果たしておりますが、海外事業の成長は未だ緩やかであります。一方、タイを始めとした東南アジア諸国でのキャッシュレス市場は形成されつつあり、今後も成長を続けることが予想されます。このような環境において、当社としては、早急な事業基盤の強化と見直しが経営課題であると認識しております。

これらの経営課題に対応しつつ、劇的な外部環境の変化に基づく新しい需要に対して柔軟かつ迅速に対応するためには、当社経営資源の選択と集中の徹底による利益創出力の強化に加え、国内営業体制の強化や競合他社の追随を許さないサービス品質の確立が必要であると考えております。営業体制強化の迅速な達成のためには、優秀な営業人材を外部より獲得し育成することが必要不可欠であると認識しております。人材獲得競争が激化する中で、即戦力となる優秀な人材を確保するためには、人材獲得および育成に資する支出をさらに増やしていく必要があります。また、信頼が高く柔軟な決済サービスシステム、顧客ニーズに沿った販促システム等の新サービスの構築・維持のためには、従前の開発・運用体制を見直し、アライアンスによる開発力の強化及びスピードと品質の向上を図っていく必要があると考えております。

一方、アフターコロナにおける社会全体の“消費者行動”に対する価値観の大きな変化が確実視される中において成長を持続するためには、単独では獲得が困難な経営資源とノウハウを補充し得る外部企業や団体とのパートナーシップの構築が急務であります。M&Aや資本業務提携、戦略的アライアンス等を通して、既存事業の更なる成長の加速はもちろん、新規事業の創出によるお客様と当社の企業価値の向上をこれまで以上に追求していきたいと考えています。

以上を踏まえ、今回の資金調達には下記の投資を実行するために実施いたします。

- 国内ハウスプリペイド事業の営業人材の獲得と育成並びにハウスプリペイドシステム及び周辺サービスの拡張とキャパシティの増強のための投資
- 国内ブランドプリペイド事業における汎用プラットフォームの開発及び業務運営体制の構築による利益創出のための投資
- M&Aや資本業務提携等による新規事業開発又はサービス拡充、営業人材及びITシステム開発力の獲得のための投資

なお、M&Aや資本業務提携等の検討については、取り組み毎の実施時期、候補企業、個別投資金額は定まっておりますが、M&Aや資本業務提携等の機会を逸さないために、必要と考えられる資金を予め確保しておくことが肝要であることから、当該資金を確保できる手段をできる限り早めに決定したいと考えました。公募増資、株主割当増資、社債発行等の他の資金調達手段が考えられる中、後述の理由から、本日、本新株予約権の発行を決定いたしました。

また、M&Aや資本業務提携等の案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

さらに、本新株予約権の発行は、権利行使の進捗に伴い株式流動性の向上に資すると考えております。

なお、具体的な資金使途につきましては、下記「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

(2) 本新株予約権(エクイティ・コミットメント・ライン)の概要について

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの概要は以下のとおりです。

行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、原則として、本新株予約権の割当日の翌日から6ヵ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げ)に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額となります。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

本新株予約権の行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、MSCB等の発行に係る遵守事項、実務上の留意事項にとらわれず、割当先との柔軟な交渉が可能となります。またMSCB等の転換又は行使の状況に関する毎月の開示義務に係る時間・人的コスト等が軽減されます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

行使指示条項

本新株予約権の割当予定先との間で締結が予定されているコミットメント条項付き第三者割当契約(以下「本契約」といい、これと本新株予約権の募集を行うことを合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」という。)においては、以下の行使指示条項が規定されております。

当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」といいます。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」といいます。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。なお、割当予定先に行使を指示した場合は速やかに開示いたします。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(3,989円)を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(4,603円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2日続けて行うことはできず、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の代表取締役社長である尾上 徹が締結した株式貸借契約の範囲内(60,000株)とし、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

行使制限条項

本新株予約権を行使することにより新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2020年8月18日)時点における当社発行済株式総数(1,534,600株)の10%(153,460株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

取得請求

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

(3) 本資金調達方法を選択した理由

資金調達の検討の経緯

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、当社は、下記「(4) 本新株予約権の主な特徴」に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、他の資金調達方法との比較を踏まえ、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であると判断し、その発行を決議しました。

現在及び将来における発行済株式総数の増加が当社株主に及ぼす影響

下記「(4) 本新株予約権の主な特徴」に記載されている通り、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていると考えております。

本資金調達方法のメリット及びデメリット

<メリット>

i. 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、383,300株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません(但し、本新株予約権の発行要項第6項に記載のとおり、調整されることがあります。)

ii. 既存株主の利益への影響への配慮

本新株予約権については、本新株予約権の複数回による行使と行使の分散が期待されるため、希薄化が即時に生じる普通株式自体の発行とは異なり当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられること、及び本新株予約権の下限行使価額は2,035円に設定されていること等の理由により、本新株予約権の発行による既存株主の利益への影響を一定程度抑えることができると考えております。

<デメリット>

i. 当初資金調達額が限定的

本新株予約権の特徴として、いずれも新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

ii. 株価低迷時に資金調達が当初の想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権については、下限行使価額は2,035円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、また、株価が長期的に当初行使価額を下回った場合には、行使価額の修正に伴い、資金調達額が当初の想定額を大きく下回る可能性があります。

(4) 本新株予約権の主な特徴

(当社のニーズに応じた主な特徴)

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の直接金融による資金調達方法と比較して、以下の点が優れていると判断いたしました。

株式価値希薄化への配慮

本新株予約権は、潜在株式数が383,300株と一定であり、当社の判断において行使価額の下修正を行った場合でも株式価値の希薄化が限定されております。

また、割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。その結果、行使が見込まれず資金調達が順調に進まないデメリットはありますが、当該デメリットを回避するために、6ヶ月経過ごとに当社の判断で行使価額を修正する条件を付しております。行使価額を下方修正した場合、調達金額が少なくなるおそれがあります。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、割当予定先が本新株予約権を行使することにより保有することとなる当社株式の数が、本新株予約権の発行決議日(2020年8月18日)時点における当社発行済株式総数(1,534,600株)の10%(153,460株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

流動性の向上

本新株予約権の行使による発行済株式総数は、当社発行済株式総数の24.98%(383,300株)であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、マイルストーン社に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる「(2) 本新株予約権(エクイティ・コミットメント・ライン)の概要について」に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期に業績向上させることで回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

(本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権には、下記に記載した留意事項がありますが、当社においては、上記「(4) 本新株予約権の特徴(当社のニーズに応じた主な特徴)」に記載のように、機動的な資金調達を当社の主導により達成することが可能となること等から、当社にとって下記デメリットを上回る優位性があると考えております。

本新株予約権の下限行使価額は2,035円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。

本新株予約権は、株価の下落局面では、下方修正されることがあるため、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額の修正は当社の判断により行われるものであること、行使価額は下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額となります。

当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかることがあります。

割当予定先は、後述の「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権の行使以降は、市場動向を勘案しながら売却する方針ではございますが、割当先の当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

（その他の資金調達方法の検討について）

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、今回採用した新株予約権による資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で新株予約権の権利行使が進まず実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、既存株主の参加率が不透明であることから、本第三者割当と比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、希薄化の程度をコントロールできず、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

間接金融等については、希薄化が生じないこととなりますが、借入れによる資金調達は、金利負担が生じること、調達額が全額負債となることから、財務健全性が低下し、将来的に運転資金が必要となった場合の銀行借入れによる資金調達余地が縮小する可能性があります。以上を踏まえ、間接金融等については資金調達方法として適当でないと判断しました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はございません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
該当事項はございません。
4. 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はございません。
5. 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先は、当社の代表取締役社長である尾上徹との間で、2020年8月18日から2022年9月2日までの期間において当社普通株式60,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。
当該株式貸借契約において、割当予定先は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はございません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める当社の指定する口座に入金された日に発生するものとします。

8. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,185,930,200 | 51,301,000 | 1,134,629,200 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(9,582,500円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,176,347,700円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権の発行に伴う財務アドバイザー費用であります。発行諸費用の概算額の内訳は、財務アドバイザー費用44百万円、新株予約権評価費用3百万円、弁護士費用2百万円、その他諸費用(登記関連費用・株式事務手数料・外部調査費用)1百万円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記財務アドバイザー費用は減少します。
4. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

| 具体的な使途 | 金額 (百万円) | 支出予定時期 |
|---|-------------|-----------------|
| 国内ハウスプライベート事業の営業人材の獲得と育成並びにハウスプライベートシステム及び周辺サービスの拡張とキャパシティの増強のための投資 | 300 | 2020年9月～2022年6月 |
| 国内ブランドプライベート事業における汎用プラットフォームの開発及び業務運営体制の構築による利益創出のための投資 | 200 | 2020年9月～2022年6月 |
| M&Aや資本業務提携等による新規事業開発又はサービス拡充、営業人材及びITシステム開発力の獲得のための投資 | 634 | 2020年9月～2023年6月 |

- (注) 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社金融機関普通預金口座にて管理することとしています。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。そのため、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。また、資金使途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、上記、の順に充当する予定であります。今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。

(具体的な使途について)

当社は、本新株予約権による調達資金を以下の内容に充当することを予定しております。

国内ハウスブリペイド事業の営業人材の獲得と育成並びにハウスブリペイドシステム及び周辺サービスの拡張とキャパシティの増強のための投資

当社の国内ハウスブリペイド事業は営業部門の人材の営業力とハウスブリペイドシステムの掛け合わせにより収益を生み出しており、今後も拡大が見込まれる成長市場の中で当社が成長を持続・加速させていくためには、営業人材の獲得・育成及び取扱高増加に備えたハウスブリペイドシステムのキャパシティの増強が重要な課題であると認識しております。

当社ではリモートワークや時短勤務制度の導入など、ダイバーシティ(働き方の多様性)に対応した施策を積極的に推進し、ワークライフバランスの実現を率先的に図ることにより、即戦力となり得る優秀な人材の獲得に努めておりますが、少子化及び企業の採用意欲の高まりに伴い、人材獲得競争は依然厳しい状況が継続しております。人材獲得競争が激化する中で、即戦力となる優秀な人材を獲得するためには、採用PR活動の積極的な実施や競争力のある人材紹介エージェントフィーの設定等、人材獲得に資する支出をさらに増やしていく必要があります。

また、当社のハウスブリペイド事業は、「システム営業ではなくマーケティング支援の提案」という特徴があり、このような特徴に柔軟に対応し、競争優位性のさらなる向上を実現するためには、OJTや各種研修などを通じて、各営業人材のコンサルティング力を持続的に育成していくための投資が必要と考えております。

次に、ハウスブリペイドシステムのキャパシティの増強とサービス拡張のための機能強化については、当社が属するFinTech業界においては、市場及び顧客ニーズの変化及び技術革新が非常に速く、それに基づく新サービス等の開発・導入が相次いで生じております。最新トレンドへの柔軟な対応のみならず金融関連サービスの特性上、サービスやシステムの高い信頼性が求められます。堅牢且つ柔軟な決済サービスシステムの維持のためには、今後見込まれるトランザクションの増加を先読みしたネットワークとサーバーのキャパシティの増強が必須であると認識しております。

そこで、今回調達する資金のうち、上記戦略に基づいた営業人材の獲得・育成への投資に150百万円、ハウスブリペイドシステム及び周辺サービスの拡張・キャパシティ増強のための投資に150百万円を充当する予定です。

国内ブランドブリペイド事業における汎用プラットフォームの開発及び業務運営体制の構築による利益創出のための投資

当社はブランドブリペイド市場草創期の2013年より同事業に参入し、7年程度の事業運営を行って参りました。同事業には当社以外にも様々な企業が参入し、一定の市場は形成されたものの、現時点で国内では明確なマーケットリーダーとなるプレイヤー、あるいはサービスは未だ確立されていない状況にあります。

その一方、米国等でブランドブリペイド市場の成長を牽引した、給与の電子マネーでの支払いサービス(ペイロールカード)等は国内市場においても成長ドライバーとしての期待が持たれておりましたが、昨今その規制緩和の動きが進むなど、新たな成長の萌芽もみられております。

当社では、これら機会を獲得し、ブランドブリペイド事業を成長軌道へと乗せハウスブリペイド事業に続く収益の柱として確立すべく、同事業のシステム基盤及びサービススキームの刷新を検討しております。

システム面においては、従来カスタマイズ開発が中心であったブランドブリペイド発行管理・残高管理システム基盤を再構築し、汎用化を行います。業務面においては、現在は当社サービスの対象外である、ブランドブリペイドの発行・管理業務(イシュー業務)を内包し、中間コストの引き下げとサービスの柔軟性を確保します。これら施策により、現状より低コストでのサービス提供が可能なサービスプラットフォームの構築を行います。

併せて、経費精算や規制緩和が見込まれる給与支払等、ブランドブリペイドと親和性が高いサービスの提供事業者と積極的なパートナーシップを構築し、上述のサービスプラットフォームに各種サービスを連携させることで、導入企業のニーズに柔軟に対応し、競争優位性の確保に努めます。

今回調達する資金については、ブランドブリペイドの発行機能・残高管理機能を内包した汎用プラットフォームの開発に150百万円、業務運営体制の構築に50百万円を充当する予定です。

M&Aや資本業務提携等による新規事業開発又はサービス拡充、営業人材及びITシステム開発力の獲得のための投資

当社は、2018年のValueDesign Service Pvt Limited(Gurappa Avenue, Primrose Road, Bangalore - 560 025, Director Mustansir Rangwala)(2019年7月に社名をValuAccess Service Pvt Limitedから変更。)の買収や2019年のbravesoft株式会社(東京都港区芝4-13-2 田町フロントビル6F、代表取締役CEO/CTO 菅澤 英司)(2020年1月に社名を株式会社ブレイブソフトから変更。)への出資等、M&Aやベンチャー投資等を活用した事業領域の拡大を行っております。今後は、創業以来掲げている「アジアNo.1プロセッシングカンパニー」という目標の達成に向けて、様々な領域の国内外企業とのM&Aや資本業務提携等を一層積極的に追求する方針です。具体的には、OMOマーケティング(オンラインとオフラインを併合するという意味を持つ、インターネット上とインターネット以外の店舗等の垣根を超えたマーケティング概念)にかかるコンサルティングに強みを有する企業や大規模データ解析に強みを有するソフトウェア開発企業と当社の既存サービスを組み合わせ、マーケティングオートメーション等の付加的なサービスを提供することで売上高及び営業利益の両面での拡大に寄与する領域等を対象として検討しております。更に、給与前払いソリューションや経費精算ソリューションに強みを持つ企業との関係性を強めることにより、当社ブランドプリペイドサービスの成長を後押しすることも検討しております。

本新株予約権により調達する資金634百万円に加えて、実行する時期によっても変動はありますが、手元現預金、新規借入及び将来のフリー・キャッシュ・フローの合計である400～700百万円程度を加えた1,034～1,334百万円程度を累積の投資規模として見込んでおり、これらの資金をM&Aや資本業務提携等の候補先の調査費用や買収資金・出資資金等に充当していく予定です。M&Aについては、当社売上高及び営業利益の飛躍的な増加に寄与する業績実績や成長力を有すると当社が判断する企業に対してM&Aを行うことを想定しており、収益性や有利子負債比率等の様々な財務状況に依存しますが、M&A先の財務上の一つの目安として当社の2020年6月期の営業利益137百万円に対して最大で同程度の営業利益を計上する企業をM&A先の候補として1社から3社を見込んでいるため、このような企業の買収資金及び費用として、前述した程度の投資規模が妥当であると認識しております。

現時点では具体的なM&Aや資本業務提携等の案件が合意に至っているわけではありませんが、2019年から進めている案件の発掘を継続し、実際の取引実行のタイミングとしては2020年9月～2023年6月を目途に実行していく予定です。取引の実行は、案件情報の有無や相手先との交渉等の様々な不確実性があるため、明確な実施時期を定めることが困難ですが、早期の実現に注力する方針です。万が一、当該期間内に具体的な案件の合意に至らなかった場合においても、引き続き案件の発掘に注力しつつ、本資金を用いて資本提携を実施したM&A先への追加出資等の検討を行う予定です。仮に、本新株予約権が行使されない場合であっても、当社としては引き続き、M&Aや資本業務提携等の案件の発掘を継続していき、手元現預金、新規借入及び将来のフリー・キャッシュ・フロー等を活用して必要な費用・資金を充当し、資金の手当てが可能な範囲でM&Aや資本業務提携等を実行する予定です。しかしながら、上記の投資規模に要する資金の手当てができない可能性もあり、その場合は、現在期待している事業成長性が確保できない可能性があります。このような事態を避けるため、当社は本新株予約権の発行による資金調達が必要であると判断しております。

また、上記の支出予定時期は、当該事業が順調に進捗した場合を前提としており、今後の事業進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な対象企業等が決定した場合には、適時適切に開示いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

| | |
|----------------|--------------------------|
| 名称 | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都千代田区大手町一丁目6番1号 |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 浦谷 元彦 |
| 資本金 | 10百万円 |
| 事業の内容 | 投資事業 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 浦谷 元彦 100% |

(2020年8月18日現在)

b. 提出者と割当予定先との間の関係

| | |
|------|-------------|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術関係 | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 | 該当事項はありません。 |

(2020年8月18日現在)

c. 割当予定先の選定理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまで、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、2019年12月頃から当社の状況に照らして適切な資本政策及び割当予定先等について具体的に検討を行い、2020年3月頃から複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、2020年8月18日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、2009年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業46社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、上記「本新株予約権の主な特徴」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の筆頭株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

なお、当社は、かねてより資本政策について相談や情報収集を行っていた株式会社ドリームインキュベータ(東京都千代田区霞が関三丁目2番6号、代表取締役CEO 原田 哲郎)を財務アドバイザーとして選任し、本資金調達に関する助言を得ております。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は383,300株であります。

e. 株券等の保有方針

マイルストーン社と保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を口頭にて表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、2019年2月1日から2020年1月31日に係るマイルストーン社の第8期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高3,391百万円、営業利益が847百万円、経常利益が834百万円、当期純利益が551百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2020年1月31日現在の純資産が1,635百万円、総資産が2,629百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、2020年7月17日現在の預金残高が1,280百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の代表取締役社長である尾上徹との間で、当社株式の貸借契約を締結します。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても当該割当予定先の法人及び代表取締役が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関(KYCコンサルティング株式会社、東京都千代田区大手町1-6-1 SPACES大手町ビル1F、代表取締役社長飛内尚正)に調査を依頼いたしました。KYCコンサルティング株式会社からは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当先(マイルストーン社)・割当先の役員又は主要株主(主な出資者)は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング30階、代表取締役社長 野口 真人)(以下「ブルーラス社」といいます。)に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書(以下「本価値算定書」といいます。)を取得しております。

ブルーラス社は、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提(当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利子率、行使条件等)の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。当該評価にあたっては、行使価額の修正に上限がないため、発行会社は取得条項を発動しないことを前提に評価を行っております。また、割当先の行動としては、割当先からのヒアリングに基づき、株価が行使価額を上回っているときは随時、1回あたり15個の本新株予約権を行使し、行使により取得した全ての株式を売却後に次の行使を行うことを前提にして評価を行っております。なお、割当先が随時本新株予約権を行使することを前提としているため、発行会社による行使指示については行わないことを想定して評価をしております。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額をそれぞれ当該算出結果と同額の2,500円(1株当たり25円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(2020年8月17日)の東京証券取引所における普通取引の終値3,230円を参考として、終値の95%に当たる1株3,069円(乖離率4.98%)に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均3,492円に対する乖離率は12.11%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均3,875円に対する乖離率は20.80%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均3,522円に対する乖離率は12.86%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数ヶ月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、当初行使価額を前日終値に対しディスカウントを行いましたのは、当社は、経営体制の強化及び新成長ドライバーの確立に取り組む中で、国内ハウスプリペイド事業の更なる拡大を企図した営業体制等の早急な強化及び国内ブランドプリペイド事業を当社の第二の中核事業とするべく、当該事業に必要なノウハウや技術の早期取得を目指しており、そのためにも、早い時期での投資資金が必要であり、割当先による本新株予約権の早期に権利行使がなされる必要があると判断したためであります。5%というディスカウント率については、他社事例も参考に、割当先と慎重な交渉の上、決定いたしました。

当該判断に当たっては、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、下記の各点に鑑み、本新株予約権の発行条件が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の意見を受けております。

- ・プルータス社は、本件に類似した案件における新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について、特段問題となる点はないと考えられること。
- ・プルータス社は、当社と顧問契約関係がなく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること及び本新株予約権の発行による資金調達に関してマイルストーン社とは契約関係にない独立した立場で本価値算定書を提出していると認められることから、本価値算定書の作成自体について、公正性を疑わせる事情はないこと。
- ・本件における算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられること。
- ・本価値算定書において適用された基礎数値等はそれぞれ合理的ないしは適切であると判断できること。
- ・以上の点から、本価値算定書における本新株予約権の評価単価の算定結果に依拠することができるものと考えられ、本新株予約権は当該評価単位と同額を払込価格とすることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと認められること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に発行される予定の株式数は383,300株であり、2020年8月18日現在の当社発行済株式総数1,534,600株に対し約24.98%(2020年8月18日現在の当社議決権個数15,336個に対しては24.99%)の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額などの1株当たり指標が低下するおそれがあります。

また、上記「第一部 証券情報 第1 募集要項、1 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券)、(2) 新株予約権の内容等、(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由、(2) 本新株予約権(エクイティ・コミットメント・ライン)の概要について」に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、また、将来発生する何らかの理由により資金調達を行う必要性が低くなった場合や当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得し、エクイティ・コミットメント・ラインによる資金調達の必要性が低くなった場合における株式の希薄化を防止することが可能です。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、2018年6月期22.83円、2019年6月期102.20円、2020年6月期51.54円となっております。本件の資金調達により選択と集中を図り、持続的な成長をすることにより、当期純利益の改善が図れるものと考えております。

なお、割当予定先は、本新株予約権の行使によって取得する当社株式を順次市場で売却するものとしておりますが、当社の過去2年間における1日当たりの平均取引高は約32,000株であり、直近1か月間における1日当たりの平均取引高は約21,000株であり、一定の流動性を有しております。そのため、本新株予約権の行使によって発行された株式は市場で支障なく売却できると思われれます。なお、市場環境等の事情により権利行使が進まない可能性があります。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当致しません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 | 割当後の 所有株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 |
|--------------------------|----------------------|--------------|--------------------------------|----------------------|--|
| マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目6番1号 | - | - | 383,300 | 19.99% |
| ネオス株式会社 | 東京都千代田区神田那須町一丁目23番1号 | 282,900 | 18.44% | 282,900 | 14.75% |
| 尾上 徹 | 東京都中央区 | 151,800 | 9.89% | 151,800 | 7.92% |
| 大日本印刷株式会社 | 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 | 137,200 | 8.94% | 137,200 | 7.15% |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 97,140 | 6.33% | 97,140 | 5.07% |
| 株式会社ティーガイア | 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 | 66,700 | 4.35% | 66,700 | 3.48% |
| GMOペイメントゲートウェイ株式会社 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号 | 66,600 | 4.34% | 66,600 | 3.47% |
| 林 秀治 | 千葉県浦安市 | 52,800 | 3.44% | 52,800 | 2.75% |
| 金子 毅 | 東京都中央区 | 47,400 | 3.09% | 47,400 | 2.47% |
| 楽天証券株式会社 | 東京都港区南青山二丁目6番21号 | 44,800 | 2.92% | 44,800 | 2.34% |
| 計 | - | 947,340 | 61.73% | 1,330,640 | 69.38% |

- (注) 1. 2020年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2020年6月30日現在の発行済株式総数に、マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数383,300株(議決権3,833個)を加えて算定しております。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先であるマイルストーン社にて保有されます。今後割当予定先であるマイルストーン社による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。
5. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、同社に割り当てられた新株予約権が行使された場合の所有株式数及び所有議決権数の割合を記載しております。ただし、同社の保有方針は純投資であり、長期保有は見込まれず、また、本契約において、同社は、本新株予約権の発行決議日(2020年8月18日)時点における当社発行済株式総数(1,534,600株)の10%(153,460株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期)及び四半期報告書(第14期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の変更及び追加が生じております。当該変更及び追加箇所については、_____ 罫にて示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、次の通り変更及び追加した内容を除き、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

(2) 事業内容に関するリスク

税務上の繰越欠損金について(全文を削除)

(4) その他

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社及び子会社の取締役及び従業員に対するインセンティブ付与を目的とし、新株予約権を付与しております。新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当連結会計年度末日現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は92,800株であり、発行済株式総数の6.0%に相当しております。また、当社グループは今後も優秀な人材確保のために同様のインセンティブプランを実施する可能性があり、将来付与したストック・オプションが行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、当社は2020年8月18日開催の当社取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第11回新株予約権証券の発行を決議いたしました。当社の企業価値及び株式価値の向上に必要なものと考えておりますが、本第11回新株予約権証券の目的である株式の総数は383,300株となっており、すべて行使された場合、当社普通株式は発行済株式総数が24.98%増加する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症による影響について

当社グループの展開するプリペイドサービスは、小売店や飲食店等を主要な利用チャネルとしております。2020年6月期は第4四半期を中心に、一部業態の顧客企業において、新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛等の影響を受けたプリペイド利用の減少等がみられましたが、緊急事態宣言の解除後は徐々に改善傾向にあります。

ただし今後、新型コロナウイルス感染症が更に拡大し、事態が長期化、深刻化した場合は、再度の消費の低迷に伴うプリペイド利用の減少とそれによる当社収益の悪化や、新規案件の獲得ペースの鈍化等が発生する可能性があります。また、従業員の安全確保の観点から、グループ全体で海外への渡航、国内出張の制限、テレワーク(在宅勤務)等の対応を実施しておりますが、今後、更なる就労環境や業務プロセスの変容が必要となる可能性もあります。

現時点でリスクの全容を確定的に見積ることは非常に難しいものの、今後の状況次第ではこうした事態により、当社グループの業績および財務状況に影響が発生する可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第13期有価証券報告書の提出日(2019年9月27日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2019年9月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2019年9月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年9月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

尾上 徹、林 秀治、上田 恭子、小柳 雄志、鹿田 要、佐々木 義孝を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

金子 毅、田部井 修、高瀬 亜富を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合 (%) |
|--------------------|------------|------------|------------|------|------------------------|
| 第1号議案 取締役6名選任の件 | | | | | |
| 尾上 徹 | 6,806 | 68 | 0 | (注) | 可決 (99.01) |
| 林 秀治 | 6,806 | 68 | 0 | | 可決 (99.01) |
| 上田 恭子 | 6,857 | 17 | 0 | | 可決 (99.75) |
| 小柳 雄志 | 6,857 | 17 | 0 | | 可決 (99.75) |
| 鹿田 要 | 6,857 | 17 | 0 | | 可決 (99.75) |
| 佐々木 義孝 | 6,857 | 17 | 0 | | 可決 (99.75) |
| 第2号議案 監査役3名選任の件 | | | | | |
| 金子 毅 | 6,862 | 17 | 0 | (注) | 可決 (99.75) |
| 田部井 修 | 6,863 | 16 | 0 | | 可決 (99.76) |
| 高瀬 亜富 | 6,863 | 16 | 0 | | 可決 (99.76) |

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2020年3月16日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名

主要株主となるもの ネオス株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

| | 議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----|--------|----------------|
| 異動前 | 700個 | 4.69% |
| 異動後 | 1,617個 | 10.83% |

- (注) 1 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、当社が2020年2月14日に提出した第14期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数(14,934個)を分母として計算しております。
2 異動後の議決権の数については、当該株主より提出された大量保有報告書(変更報告書)に基づくものであり、当社として当該株主名義の実質所有株式数が確認できたものではありません。
3 「総株主等の議決権に対する割合」については、少数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日
2020年3月6日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 714,926千円
発行済株式総数 1,495,900株

(2020年7月9日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名

主要株主でなくなったもの 株式会社SBI証券

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数および総株主等の議決権に対する割合

| | 議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|------------------------|--------|----------------|
| 異動前 (2019年12月31日現在) | 1,522個 | 10.19% |
| 異動後 | 971個 | 6.33% |

- (注) 1 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、2019年12月31日現在の当社の株主名簿に記載された総株主の議決権の数(14,934個)を分母として記載しております。
2 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、2020年6月30日現在の当社の株主名簿に記載された総株主の議決権の数(15,336個)を分母として記載しております。
3 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日
2020年6月30日

(注) 当該主要株主の異動は、当社の株主名簿管理人より受領した2020年6月30日現在の当社株主名簿により確認したため、基準日である同日をもって異動の年月日としております。

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 731,190千円
発行済株式総数 1,534,600株

(2020年8月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財務状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月

2020年8月13日(取締役会開催日)

(2) 当該事象の内容

当社の保有する関係会社出資金及び関係会社株式のうち、連結子会社である佰⁹⁹(上海)信息技²⁷有限公司の出資金及びVALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.、VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.、VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD.の株式について、実質価額の著しい低下がみられるため、当社個別決算上において減損処理を実施し、関係会社出資金評価損及び関係会社株式評価損として特別損失に計上することと致しました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

2020年6月期の個別決算において、下記のとおり関係会社出資金評価損6,849千円及び関係会社株式評価損96,248千円計上致しました。

個別決算

1. 関係会社出資金評価損

佰⁹⁹(上海)信息技²⁷有限公司 6,849千円

2. 関係会社株式評価損

VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD. 28,274千円

VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD. 34,311千円

VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD. 33,661千円

3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第13期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2019年9月27日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

| 年月日 | 資本金 | | 資本準備金 | |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | 増減額(千円) | 残高(千円) | 増減額(千円) | 残高(千円) |
| 2019年7月1日～ 2020年8月18日(注) | 26,422 | 731,199 | 26,422 | 711,199 |

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 最近の業績の概要について

当社第14期連結会計年度(自2019年7月1日至2020年6月30日)における連結財務諸表は以下のとおりであります。なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したのではなく、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2019年6月30日) | 当連結会計年度 (2020年6月30日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 403,757 | 681,924 |
| 売掛金 | 316,363 | 368,061 |
| たな卸資産 | 4,474 | 15,881 |
| その他 | 74,267 | 55,478 |
| 貸倒引当金 | 2,938 | 5,731 |
| 流動資産合計 | 795,924 | 1,115,614 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 37,161 | 37,471 |
| 減価償却累計額 | 3,649 | 9,846 |
| 建物(純額) | 33,511 | 27,624 |
| 工具、器具及び備品 | 230,639 | 231,890 |
| 減価償却累計額 | 87,994 | 118,627 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 142,644 | 113,263 |
| リース資産 | 297,833 | 297,833 |
| 減価償却累計額 | 243,865 | 285,513 |
| リース資産(純額) | 53,967 | 12,319 |
| その他 | 52,947 | 48,415 |
| 減価償却累計額 | 51,148 | 47,442 |
| その他(純額) | 1,799 | 973 |
| 有形固定資産合計 | 231,923 | 154,181 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 57,384 | 69,014 |
| ソフトウェア仮勘定 | 11,976 | - |
| その他 | 150 | 131 |
| 無形固定資産合計 | 69,511 | 69,145 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | - | 30,000 |
| 敷金及び保証金 | 67,407 | 62,556 |
| 繰延税金資産 | 24,622 | 23,063 |
| その他 | 14,582 | 11,113 |
| 貸倒引当金 | 500 | 1,031 |
| 投資その他の資産合計 | 106,112 | 125,701 |
| 固定資産合計 | 407,547 | 349,028 |
| 資産合計 | 1,203,472 | 1,464,642 |

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (2019年6月30日) | 当連結会計年度 (2020年6月30日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 107,337 | 107,170 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 20,080 | 170,004 |
| リース債務 | 24,606 | 6,277 |
| 未払金 | 145,164 | 127,743 |
| 未払法人税等 | 7,504 | 53,686 |
| その他 | 30,976 | 78,220 |
| 流動負債合計 | 335,668 | 543,102 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 150,000 | 71,661 |
| リース債務 | 7,396 | 1,119 |
| 退職給付に係る負債 | 1,779 | 2,192 |
| 固定負債合計 | 159,176 | 74,972 |
| 負債合計 | 494,844 | 618,075 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 704,776 | 731,199 |
| 資本剰余金 | 696,738 | 728,275 |
| 利益剰余金 | 700,199 | 623,424 |
| 自己株式 | 255 | 409 |
| 株主資本合計 | 701,060 | 835,641 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| 為替換算調整勘定 | 272 | 807 |
| その他の包括利益累計額合計 | 272 | 807 |
| 新株予約権 | 7,638 | 9,929 |
| 非支配株主持分 | 201 | 1,803 |
| 純資産合計 | 708,627 | 846,567 |
| 負債純資産合計 | 1,203,472 | 1,464,642 |

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|-------------------------------------|--|--|
| 売上高 | 2,066,572 | 2,477,251 |
| 売上原価 | 1,184,218 | 1,272,696 |
| 売上総利益 | 882,354 | 1,204,555 |
| 販売費及び一般管理費 | 947,576 | 1,066,940 |
| 営業利益又は営業損失() | 65,222 | 137,614 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 132 | 106 |
| その他 | 247 | 305 |
| 営業外収益合計 | 379 | 412 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 10,654 | 10,499 |
| 為替差損 | 5,067 | 4,339 |
| その他 | 371 | 500 |
| 営業外費用合計 | 16,092 | 15,338 |
| 経常利益又は経常損失() | 80,935 | 122,687 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 92,818 | - |
| 特別損失合計 | 92,818 | - |
| 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失() | 173,754 | 122,687 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,870 | 46,389 |
| 法人税等調整額 | 24,622 | 1,559 |
| 法人税等合計 | 16,752 | 47,949 |
| 当期純利益 | 157,001 | 74,738 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失() | 6,917 | 2,036 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() | 150,084 | 76,775 |

連結包括利益計算書

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|-----------------|--|--|
| 当期純利益又は当期純損失() | 157,001 | 74,738 |
| その他の包括利益 | | |
| 為替換算調整勘定 | 1,747 | 971 |
| その他の包括利益合計 | 1,747 | 971 |
| 包括利益 | 155,254 | 73,766 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 148,513 | 76,240 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 6,740 | 2,473 |

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|--------------------------|---------|---------|---------|------|------------|--------------|-----------------------|-------|-------------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 | 為替換算 調整勘定 | その他の 包括利益 累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 702,914 | 694,876 | 550,114 | 129 | 847,546 | 1,842 | 1,842 | - | 6,942 | 852,645 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 新株の発行(新株予約 権の行使) | 1,862 | 1,862 | - | - | 3,725 | - | - | - | - | 3,725 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失() | - | - | 150,084 | - | 150,084 | - | - | - | - | 150,084 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | 126 | 126 | - | - | - | - | 126 |
| 非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | 1,570 | 1,570 | 7,638 | 6,740 | 2,468 |
| 当期変動額合計 | 1,862 | 1,862 | 150,084 | 126 | 146,486 | 1,570 | 1,570 | 7,638 | 6,740 | 144,017 |
| 当期末残高 | 704,776 | 696,738 | 700,199 | 255 | 701,060 | 272 | 272 | 7,638 | 201 | 708,627 |

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|--------------------------|---------|---------|---------|------|------------|--------------|-----------------------|-------|-------------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 | 為替換算 調整勘定 | その他の 包括利益 累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 704,776 | 696,738 | 700,199 | 255 | 701,060 | 272 | 272 | 7,638 | 201 | 708,627 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 新株の発行(新株予約 権の行使) | 26,422 | 26,422 | - | - | 52,844 | - | - | - | - | 52,844 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | - | - | 76,775 | - | 76,775 | - | - | - | - | 76,775 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | 153 | 153 | - | - | - | - | 153 |
| 非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 | - | 5,114 | - | - | 5,114 | - | - | - | - | 5,114 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | 534 | 534 | 2,291 | 1,601 | 3,358 |
| 当期変動額合計 | 26,422 | 31,537 | 76,775 | 153 | 134,580 | 534 | 534 | 2,291 | 1,601 | 137,939 |
| 当期末残高 | 731,199 | 728,275 | 623,424 | 409 | 835,641 | 807 | 807 | 9,929 | 1,803 | 846,567 |

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|--------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 173,754 | 122,687 |
| 減価償却費 | 135,293 | 106,105 |
| 減損損失 | 92,818 | - |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 246 | 3,324 |
| 受取利息 | 132 | 106 |
| 支払利息 | 10,654 | 10,499 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 44,852 | 52,234 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 5,299 | 11,672 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 40,400 | 569 |
| 未払金の増減額(は減少) | 35,240 | 6,314 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 26,408 | 50,716 |
| 未払費用の増減額(は減少) | 1,556 | 802 |
| 前受金の増減額(は減少) | 1,773 | 993 |
| その他 | 33,029 | 33,511 |
| 小計 | 41,994 | 255,291 |
| 利息及び配当金の受取額 | 132 | 106 |
| 利息の支払額 | 10,650 | 11,086 |
| 法人税等の支払額又は還付額(は支払) | 26,380 | 4,134 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 5,095 | 240,176 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 51,241 | 16,795 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 44,455 | 20,652 |
| 投資有価証券の取得による支出 | - | 30,000 |
| 敷金の差入による支出 | 69,704 | 226 |
| 敷金の回収による収入 | 16,662 | 69 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入 | 151 | - |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 148,587 | 67,604 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | - | 100,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 19,980 | 28,415 |
| リース債務の返済による支出 | 23,824 | 24,606 |
| ストックオプションの行使による収入 | 3,725 | 52,590 |
| 自己株式の取得による支出 | 126 | 153 |
| 非支配株主からの払込みによる収入 | - | 8,631 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 40,206 | 108,046 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 601 | 2,451 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 183,097 | 278,167 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 586,854 | 403,757 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 403,757 | 681,924 |

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症により、新規案件の獲得に一部影響が生じたものの、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的と考えております。

また、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症については、当連結会計年度末後、概ね半年程度は続き、2021年6月期末には収束するものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性、有価証券の評価等の会計上の見積りを実施しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

当社は、主に製品・サービスの特性に基づきセグメントを区分しており、「ハウスプリペイドカード事業」、「ブランドプリペイドカード事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントの事業に係る主な製品及びサービスは、以下のとおりであります。

「ハウスプリペイドカード事業」

自社ブランドで発行が可能なハウス電子マネー(プリペイドカード)発行システムのシステム利用料、カード製作料

「ブランドプリペイドカード事業」

VISA、MasterCardを始めとする国際ブランドと提携し、従来のハウスプリペイドカードの機能にプリペイド式のクレジットカード機能を搭載したシステムのシステム利用料と開発料

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 (注1) | 連結財務諸表 計上額(注2) |
|------------------------|-----------------------|------------------------|-----------|-------------|-------------------|
| | ハウス プリペイド カード事業 | ブランド プリペイド カード事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 1,885,817 | 180,754 | 2,066,572 | - | 2,066,572 |
| セグメント間の 内部売上高又は振替高 | - | - | - | - | - |
| 計 | 1,885,817 | 180,754 | 2,066,572 | - | 2,066,572 |
| セグメント利益又は損失 () | 347,482 | 31,297 | 316,185 | 381,407 | 65,222 |
| セグメント資産 | 254,298 | - | 254,298 | 949,173 | 1,203,472 |
| その他の項目 | | | | | |
| 減価償却費 | 91,613 | 35,327 | 126,940 | 8,353 | 135,293 |
| 有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 | 63,734 | 678 | 64,413 | 46,020 | 110,433 |

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 381,407千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額949,173千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金預金等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額8,353千円は、主に本社部門に係る減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額46,020千円は、主に本社部門に係る増加であります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 (注1) | 連結財務諸表 計上額(注2) |
|------------------------|-----------------------|------------------------|-----------|-------------|-------------------|
| | ハウス プリペイド カード事業 | ブランド プリペイド カード事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 2,323,316 | 153,934 | 2,477,251 | - | 2,477,251 |
| セグメント間の 内部売上高又は振替高 | - | - | - | - | - |
| 計 | 2,323,316 | 153,934 | 2,477,251 | - | 2,477,251 |
| セグメント利益又は損失 () | 555,824 | 45,653 | 510,170 | 372,556 | 137,614 |
| セグメント資産 | 183,090 | - | 183,090 | 1,281,551 | 1,464,642 |
| その他の項目 | | | | | |
| 減価償却費 | 96,588 | - | 96,588 | 9,517 | 106,105 |
| 有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 | 23,581 | - | 23,581 | 4,446 | 28,027 |

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 372,556千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額1,281,551千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金預金等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額9,517千円は、主に本社部門に係る減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,446千円は、主に本社部門に係る増加であります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

| 日本 | 日本を除くアジア地域 | 合計 |
|-----------|------------|-----------|
| 2,015,205 | 51,367 | 2,066,572 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-----------------|---------|----------------------------------|
| 株式会社ペッパーフードサービス | 397,334 | ハウスプリペイドカード事業 |
| 大日本印刷株式会社 | 334,477 | ハウスプリペイドカード事業、 ブランドプリペイドカード事業 |

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

| 日本 | 日本を除くアジア地域 | 合計 |
|-----------|------------|-----------|
| 2,425,241 | 52,010 | 2,477,251 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-----------------|---------|----------------------------------|
| 大日本印刷株式会社 | 310,858 | ハウスプリペイドカード事業、 ブランドプリペイドカード事業 |
| 株式会社ペッパーフードサービス | 172,887 | ハウスプリペイドカード事業 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 | 合計 |
|------|-----------------------|------------------------|--------|-----|--------|
| | ハウス プリペイド カード事業 | ブランド プリペイド カード事業 | 計 | | |
| 減損損失 | 26,001 | 66,817 | 92,818 | - | 92,818 |

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|-------------------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 476.91円 | 544.05円 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失() | 102.20円 | 51.54円 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | - | 48.95円 |

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|--|--|--|
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失() | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失()(千円) | 150,084 | 76,775 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円) | 150,084 | 76,775 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,468,595 | 1,489,598 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | - | 78,705 |
| (うち新株予約権)(株) | (-) | (78,705) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | - | - |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第13期) | 自 2018年7月1日 至 2019年6月30日 | 2019年9月27日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第14期第3四半期) | 自 2020年1月1日 至 2020年3月31日 | 2020年5月15日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月26日

株式会社バリューデザイン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 一英

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューデザインの2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューデザイン及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月26日

株式会社バリューデザイン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 一英

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューデザインの2018年7月1日から2019年6月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューデザインの2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年5月14日

株式会社バリューデザイン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原孝広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀一英

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューデザインの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2020年1月1日から2020年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年7月1日から2020年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バリューデザイン及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。